

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション
会合（第 8 回会合）
2014 年 8 月 28 日（木）
（14:00～16:00）
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】

では、そろそろお時間になったようでございますので、これより国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の第 8 回会合を開催致します。本日は皆様、お忙しい中、お越し頂きまして誠にありがとうございます。私、本日も司会を務めさせていただきます JBIC 経営企画部の牛田でございます。本日もよろしくお願い致します。本日の会合では、前回に引き続きまして個別論点に関する議論を行います。今回は前回積み残しました項番 25 番を議論致しまして、その後、今月に入って新たに追加されました項番の 34 番以降、この論点を議論してまいります。論点整理表は会場後方に置いてございますので、お持ちでない方はお取りくださいますよう、お願い致します。本日の会合は 16 時までとしております。次回、9 月 3 日、14 時から 16 時でこの場所を確保しております。ただ本日、全ての議論をしつくした場合には、開催を致しません。こういった点も含めまして、今後の予定については JBIC/NEXI より後ほど説明をさせて頂くかと思います。

では早速始めてまいりますけれども、いつものとおりの連絡事項、1 点、申し上げさせていただきます。これまでの会合と同じでございますけれども、会合の議事録は透明性確保の観点から後日、公開をさせていただきます。一方、出席頂いている皆様のプライバシーを確保するという観点もございますので、映像や写真の撮影はお控え頂くようお願い致します。録音をして頂くことは結構でございますけれども、音声の公開は控えて頂きますよう、お願い致します。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。ではまず JBIC/NEXI から前回からのアップデートなどあれば、お願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日も多数お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。前回、8 月 7 日に開催致しました第 7 回コンサルテーション会合以降の動きでございますけれども、NGO の熱帯林行動ネットワーク川上様より、8 月 18 日付で前回議論した項番 18 に関する追加提言、森林関係に関する追加提言、これを頂戴してございます。それと 8 月 25 日付でございますけれども、NGO の追加提案に対する産業界意見ということで、産業界 5 団体様連名で意見を頂戴しております。これらを反映させた、リバイスされた論点整理表、こちらのほうを本日、お手元のほうにお配りさせて頂いておりますとともに、昨日、27 日付で私どものウェブサイトのほうに掲載をさせて頂いております。

それとずっと宿題になっておりました JBIC の実施状況確認に関する現地実査の報告書、これでございますけれども、やっと往訪先の各企業のご了解が取れまして、同じく昨日付で JBIC のホームページのほうに掲載をさせて頂いたところでございます。この現地実査に関わる報告書に関しまして、もしご質問とかございましたら、また私どものほうに書面で頂いても結構ですし、面談でクラリフィケーションしたいということであれば、面談のご要望をお寄せ頂ければ、適宜アレンジをさせて頂きたいと思っておりますので、よろしく

お願い致します。

それとあと第6回、7月30日に開催しましたコンサルテーション会合の議事録については8月14日付で、第7回、8月7日に開催しましたコンサルテーション会合の議事録については8月26日付でそれぞれJBIC/NEXIのウェブサイトのほうに掲載をさせて頂いておりますので、そちらのほうもご確認を頂きたいと思っております。JBIC/NEXIからは以上でございます。

【司会】

はい、ありがとうございます。では論点整理表に沿って、個別の論点について議論を進めていきたいと思っております。これまでと同様でございますけれども、ご発言の際は手を上げて頂いて、所属とお名前をおっしゃって頂きますよう、お願い致します。匿名を希望される場合は、匿名でご発言して頂いても結構でございます。また議事録だけ匿名を希望されるという場合には、その旨、おっしゃって頂ければそのとおりにさせていただきます。では前回同様、25番からでございますけれども、提言を頂いたところから趣旨説明、あるいは補足説明ということでお願いしております。項番25につきましてはNGOの皆様から頂戴をしておりますので、趣旨説明等、お願い致します。

【JACSES 田辺様】

はい。JACSESの田辺と申します。25番につきましては、移転に係る補償の合意文書を出して、これを取り交わして頂きたいという趣旨の提言でございます。我々のNGOの中で案件をいろいろ調査している中で、住民の方々が、自身が補償内容自体をきちんと理解していない、もしくは実施した側の理解と異なるという案件が出ていて、その中でこういった書面の形できちんと、第三者が理解、第三者にとってもきちんと把握できるような形で、文書で取り交わすということが望ましいんじゃないかというふうに考えて、この提案を出させて頂きました。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。項番25につきましては産業界の皆様からもご意見頂戴をしております。補足説明等ございましたらお願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾と申します。項番25に関してですが、JBIC/NEXIさんの環境ガイドラインは個別の事項については、IFCのパフォーマンススタンダードとか、世銀のセーフガードポリシーを参照するという形を取っていると、そういうことで国際基準の改訂等に柔軟に対応することが可能になっていると思っております。それで、この件についても国際基準に照らし合わせて対応すればよいという観点からは、JBIC/NEXIの環境ガイドラインには追

記する必要はないと考えています。それからまた現実に、IFCのパフォーマンススタンダードとか、世銀のセーフガードポリシーにおいても、合意文書の取り交わしまでは規定されていないということで、国際的なイコールフットイングの観点から、追記はすべきでないと考えております。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。続いてJBIC/NEXIからお願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい。国際協力銀行、松原です。今、頂いているご提言について、根本的なところは非自発的住民移転であったり、生計手段の喪失が生じる場合に、住民の方にきちんと説明がされて、合意が取れているかというところが重要なのかなというふうに認識をしております。この点については現行のガイドラインにおいても、その対象者との関係ではきちんと合意の上で実効ある対策が講じられること、というのが必要というふうにされておりまして、その際に地域住民等のステークホルダーとの十分な協議をするということが求められているというふうに理解します。

あとIFCであればInformed Consent And Participationが必要だというようなパフォーマンススタンダードの基準もございますし、PSにのっかって審査する案件ではそういうことも確認をしているということです。一方で、ここでご提言頂いている合意書を取り交わさなければいけないかという点についていいますと、ここまで国際機関、世銀であるとかIFCといったところは求めていないというふうに理解しておりまして、各国ECAも調べましたけども、そこまで求めているところはないということでございます。そういった観点からしますと、実質的には合意というのが原則としてありますけれども、形の上で合意書を取り交わすということまで、今のガイドラインの中で求めていくというのは必要ないのかなというふうに考えているというのが、JBIC/NEXIの考え方でございます。

【司会】

はい。ありがとうございました。25につきまして質問、コメント等ございましたら、お願い致します。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、次の項番に進みたいと思います。25以降、議論がすでに終わったものが続いておりまして、34、次は34になります。項番の34、35、36、この三つにつきましては、類似のテーマということでございまして、合わせて議論をさせて頂きたいと思います。こちらも3件ともNGOの皆様から頂戴しておる提言でございますので、趣旨説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

はい。JBICの現行ガイドラインでは環境アセスメント報告書というふうな言葉が使われ

ておりますが、OECD のコモンアプローチでは、Environmental And Social Impact Assessment、ESIA Report という形で統一されておりますので、これを OECD の環境コモンアプローチと合わせて、環境社会影響評価報告書といったような形で変更して頂きたいというのが 34 です。で、現行のガイドラインでは、冒頭の部分で環境社会配慮とは社会面を含む環境に配慮することをいう、という、やや日本語的には難解な言葉かなと、理解がなかなか難しいんですが、そういう言葉があって、その環境の中に社会面が含むというふうな形にはなっているんですが、一般的にはやっぱり環境の中に社会面を含むという、ガイドラインの中でも割と書き分けている部分と、両方含めている部分と混在しているという状況かなというふうに思っておりますので、可能であれば書き分けということを検討して頂ければなというふうに思っております。

それから 35 につきましては、環境社会影響評価報告書の中で、環境、いろんな文書がこれの中には含まれるというふうに理解しております。住民移転計画書や先住民族計画書も含むというふうに記載はありますので、住民移転計画書と先住民族計画書は公開が要件となっているので、こちらも含めた形で JBIC も公開して頂きたいというのが 35 です。それから 36 に関しましては、別表の環境アセスメントの内容に関する中身の規定ですが、これもどちらかといえば環境アセスメントをメインにした書き方になっているので、OECD のコモンアプローチの Annex と同等の、環境、社会面両方を含めたアセスメントの中身を中心とするような形にして頂きたいというふうに思っております。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。それでは 34、35、36 につきまして、産業界の皆様からも意見を頂戴しております。補足説明等ございましたら、はい、お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。項番 34 につきましては、現行のガイドラインでも社会配慮確認は行われておりますし、名称をコモンアプローチに沿った形とするということに対しては、全く異存はございません。項番 35 につきましては、OECD のコモンアプローチでは、カテゴリ A に関する情報公開について、環境社会影響に関する情報、括弧書きで例えば ESIA 報告書にはそのサマリーという規定になっておまして、JBIC/NEXI さんの環境ガイドラインはこのカテゴリに合致しているということで、住民移転計画書や先住民族配慮計画書を EIA の中に入れて、情報公開の対象とすることについては必要ないと考えております。それから JBIC/NEXI さんの環境ガイドラインの第 2 部、大規模な非自発的な住民移転がある場合とか、先住民族のための対策が必要な場合には、現地事業者に対して住民移転計画書や先住民族配慮計画書の作成および公表を求めていますので、現地事業者によって情報公開を行うという点は確保されていると認識しております。

項番 36 については、各国 ECA が OECD の環境コモンアプローチをベースに各 ECA のガイ

ドラインを定めているということで、コモンアプローチと整合するような改訂については異論ありません。

【司会】

はい、ありがとうございました。では 34、35、36 につきまして、JBIC/NEXI、考え方ということでお願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい。JBIC、松原です。まず 34 番の環境アセスメント報告書を環境社会影響評価報告書というふうに名称を変えるというご提言ですけれども、すでに今、先ほどご指摘頂きましたように、今の環境ガイドライン上も環境という言葉には社会面を含むということを書いておきまして、実際には皆様ご存じのとおり、我々の環境レビューにおいては社会面も含めてレビューをしてきているということでございます。これは経緯を確認してみたんですけれども、10 年少し前に、今のガイドラインの前身のものが出来あがったときに、まさに環境というのか環境社会というのかというのは、それなりの議論になったようです。我々はこれを環境ガイドラインと呼んでいるのですけれども、ご指摘頂いたとおり、中では環境社会配慮というように社会をくっつけた言葉も多く書かれていたり、混在しているということなんです、ここで書き分けていることを、何か意図的にやっているということではなくて、どちらが語感がいいかというような使い方をしている。環境という言葉は当然に社会環境を含めるということで、ガイドラインの中では用語として使われております。我々の FAQ の中でも、環境ガイドラインとか、環境社会配慮というような言葉が混在しているんですけども、どういうふうに考えているんですかという FAQ を作って、これは恐らく 10 年以上前からある FAQ だと思うんですけども、その説明では、環境という言葉には自然環境、社会環境と汚染対策というこの三つからなりますということを書いておりますので、環境アセスメント報告書という名前を用いることで、意図的に社会ということを書いていないわけではないということを書いておきたいというふうに思っております。ただご指摘頂いたように、環境コモンアプローチでは ESIA、社会という言葉を含んだ言葉が使われておりますし、我々としてもこの社会という言葉が環境アセスメント報告書という言葉に替えて、追記して用いることに何ら異存はございませんので、ここはご提言の内容で変更するという事は問題ないのかなというふうに考えております。

同じ関連ということで、36 番にちょっと飛んで、先にご回答させて頂きましても、ここも今の我々の別表の中で、カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書ということで、EIA に含まれるべき事項を列記しておりますが、そこには環境という言葉だけが使われていて、環境面でこれこれ、こういうことを確認するというようなことが書いてありますけれども、当然にその社会面も含むという前提で書いております。ですので、ご指摘頂いている社会面の事項が含まれていないということは、若干ここは誤解かなと思っております。

まして、社会面の事項も含んで書いているということです。仰るとおり、環境コモンアプローチの Annex というところに付いているものとは、今、若干齟齬が、若干の違いが生じているのですけれども、これは背景としては論点整理表に書かせて頂いたとおりですが、我々のガイドラインはもともと世銀のセーフガードポリシーをベースにこの Annex、別表を作っております、一方で環境コモンアプローチは前回、改訂された際に IFC の Guidance Note というところに書いてあるものに基づいた形に変更されたということで、セーフガードポリシーと IFC のパフォーマンススタンダードの下にある Guidance Note の書きぶりの違いが、まさに JBIC/NEXI のガイドラインとコモンアプローチの違いになっているということです。ただ、ご要望頂いているこの環境コモンアプローチのほうの内容に合わせるということについて異存があるわけではございませんので、それはその方向でご検討させて頂こうかなというふうに思っています。

1点だけ、今の我々のガイドラインでは、この EIA の内容については、ここに列記してある内容が含まれることが望ましいという書き方になっていまして、今のコモンアプローチでもその列記してある内容が典型的に含まれるということで、その列記してある内容を必ず入れなければいけないとかという記載にはなっておりませんので、ちょっとそこはそういう前提で、修正するにしても修正をするのかなというふうに考えているということだけ補足をさせていただきます。

あと 35 番ですけれども、環境社会影響報告書、ESIA に住民移転計画、先住民配慮計画を含むこととすべきであるというご提言です。まず今の制度においても、先ほど申し上げたように、我々 EIA と呼んでいるからといって、社会面を省いているわけではございませんので、仮に提出された環境アセスメント報告書にこういった住民移転計画とか先住民配慮計画が添付されていますという場合は、それも含めて公開をするというのが今のガイドラインの規定であるかというふうには、我々も理解しています。ただそれを添付することを義務付けるかどうかというところについては、ここは我々もいろいろな案件を見ながら、必ずしもそれが含まれている文書とは言い切れないのかなというふうに思っています、先ほど出てきましたコモンアプローチの Annex というところで、EIA、ESIA の Appendix として住民移転計画であるとか先住民族配慮計画というのが例示としては挙がっているのですけれども、それを含むべきであるという書き方にはなっていないのかなというふうに思っています。かつ ECA、他の ECA がそういったものを情報公開しているかということ、それも必ずしもそうではないのかなというふうに思っているということでございます。ですので、EIA、ESIA の添付としてそういった文書を必ず含むということまではガイドライン上は書かない。ただ繰り返しですけれども、ESIA として提出されてきたものの中にそれが含まれていれば、それは当然に ESIA の一部として、我々も公開するということだと思っております。

あと、理由の中でご指摘を頂いてます、第 2 部住民移転計画、あるいは先住民族配慮計画というのは、事業者がきちんと現地のステークホルダーに公開していなければいけないとあっていて、かつ第 1 部で JBIC/NEXI は一般に公開されている文書というのは我々も公

開するといっているのですが、結局 JBIC/NEXI は住民移転計画等々の文書を公開しなければいけないんじゃないかというところですけども、これも公開という言葉はどう取るかということなのですが、案件をやってますと、現地できちんとステークホルダーに対する説明が行われているのだけれども、ではどんな人にもアクセスできるように、一般公開されているかという、必ずしもそうでない場合もある。特に住民移転計画とか、先住民配慮計画といったものについてはそうでない場合もあるのかなというふうに思っておりますので、ここは必ずしも一対一で対応して、自動的に公開されるということにはなっていないというふうに考えております。

ただそういったものがより広く、一般に公開をされていくということが望ましいというのは、それは仰るとおりかなと思いますので、そこはこれまでの議論にも出てきておりますけれども、情報公開を行う、一義的な主体は、プロジェクト実施主体だというふうに思っておりますので、彼らに働きかけて情報公開の実現に努めていくということなのかなというのが、我々としての考えだと思っております。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。先ほどの説明に対してのご質問、それからコメントなど、ございますでしょうか。はい。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉ですけれども、項番の 35、松原のほうからただ今ご説明をさせていただきましたが、1点、補足をさせていただきますと、最後のところの、一層の情報公開の実現に努めるという部分でございますけれども、この部分について住民移転計画だとか先住民配慮計画についても、ちゃんと一層の情報公開実現に努めるということを決意表明せよというご意見がもしあるのであれば、FAQ で他の項番のところ、例えば EIA の翻訳版、それとかモニタリングの結果について、実施主体について働きかけをしていきますというようなことを、今回、FAQ に入れようと思っているのですけども、そこにもうひとつ例示として住民移転計画だとか先住民配慮計画もある場合には公開を働きかけていきますというようなことを書くことは検討してもいいのかな。そのように考えています。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

【JACSES 田辺様】

今の点は、ちょっと翻訳版とはこの位置付け、住民移転計画書はあくまで第 2 部で、公開するということが規定されていて、それが今、松原さんの言った一般になのか、それとも住民のみなのかという、そこがだから、今、ガイドライン上は一応そこはクリアには

なっていないという状態なのかなと。それが一般に公開されている場合に、JBIC も公開するという話なので、やや、ちょっと同列には並べにくいものなのかなというふうに思っています。で、整理の仕方としては理解しました。ただその実施状況調査の中で、住民にも住民移転計画書が公開されてない事例が、今 4 件中 2 件あったということで、その部分は改善の余地があるのかなというふうには考えている次第です。

【司会】

はい、ありがとうございました。先ほどのコメント等につきまして、もし何かあれば、よろしいでしょうか。はい。34、35、36、質問、コメント等ございましたら、よろしいでしょうか。では次に進ませて頂きます、項番 37 番。こちらは JBIC/NEXI の提言でございますので、趣旨説明をお願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい。JBIC、松原です。こちらは我々のほうから新しく追加させて頂いた変更案ということでございますが、これまでの議論の中で OECD のコモンアプローチが引き続きいろんな観点で議論中であって、変更される可能性がある。あるいは NGO の方からご提言頂いた内容について、今後、議論が進展して OECD のコモンアプローチが変われば、それを環境ガイドラインに盛り込んでいくというようなご説明をさせて頂いた箇所が何カ所かあったかと思えます。あとそれとは別に、我々の実施状況調査でもやってみましたけれども、その中で、今回やった実施状況調査というのは 4 年前、ほぼ 5 年前に我々のガイドラインができた後に、その新ガイドラインを適用した案件について行ったわけですが、調査開始時点という意味では、ガイドライン施行後、3 年半ぐらいたったときに、その 3 年半分の案件を調査したという形になっています。そうするとどうしても調査をする時点では、我々融資契約を結んだ後、3 年半しかたっていないということで、ちょうどそのプロジェクトの対象物が完工する、これからオペレーションを始めるか、工事の最終盤にある。そんな状況のものが多くて、なかなかオペレーションフェーズまで入った中で調査をしきれなかったというような、印象を持っております。そういった背景のもとで、ご提言をさせて頂いたものがこの項番 37 ということでございます。

提言の内容は二つございまして、JBIC の環境ガイドラインの改訂条項を二つに分けて修正したいなと思っております。まず一つ目ですが、今のガイドラインは、ガイドラインの改訂について、実施状況の確認を行って、環境ガイドラインの施行 5 年以内に包括的な検討を行うと書いておまして、包括的な検討を行うのが 5 年以内。今まさにこれをやらせて頂いているということだと思いますが、ということなので、実施状況の確認というのはその前に行われるものという前提で書いております。これを、先ほど申し上げた中では後者のほうの背景に基づくものですが、環境ガイドラインの施行 5 年経過後に、その 5 年間の実施状況の確認を行って、それに基づいて包括的な検討を行うという形に変えさせて頂

きたいなと思っているのが1点です。

もう一つですけれども、今のガイドラインの、改訂条項の中では、その改訂というのは NGO の皆様であるとか、産業界の皆様であるとか、そのステークホルダーの皆様の声をしっかり聞いた上で改訂を行っていくということを書いておりまして、これ、今まさにやらせて頂いているわけですけれども、環境コモンアプローチの改訂というのは、必ずしもそれに、我々の改訂タイミングとは別に行われる場合もあるということで、そういった場合は我々が、こういうコンサルテーション会合の議論を経ずに、環境コモンアプローチの規定と整合を図るためのガイドライン改訂をできるようにしたいなと思っているのが2点目です。2点目のポイントはあくまでもその環境コモンアプローチの規定と整合をはかるために改訂するということですので、我々がついでに他のものを、テクニカルな修正をすることはあるかもしれませんが、実体的な修正をするということを考えているわけではないということは強調しておきたいなと思っています。

考え方の2番目、3番目は今申し上げたこと背景でございまして、まず1点目の、5年間の実施状況の確認を行った後に包括的な検討を行うというところの背景は、先ほど申し上げたとおりですが、一つ挙げるとすると、その間に国際的な議論がいろいろ進展してしまうのではないかと、我々のご提案というのは、少し改訂のタイミング、スパンを伸ばすということなので、国際的な議論が進展するんじゃないかということですので、それについてはもう現時点においては、我々のガイドライン、世銀のSPかIFCのPS、あるいは今回ご提案させて頂いてる世銀グループのEHSガイドラインへ適合することを前提としておりますので、そちらのほうが改訂されると、それは自動的にそれが盛り込まれて、環境レビューが行われるということだと思っております。

一方でコモンアプローチが改訂された場合は、我々、コモンアプローチに適合するという書き方をしていませんので、それは自動的に取りこまれないわけですけれども、その点については2点目のほうでカバーをするということを考えています。2点目のところでコモンアプローチが改訂されると、我々が、JBIC/NEXIが自分の判断で変えられるというのは、それは恣意的な改訂ができるんじゃないかというようなご懸念もあるかもしれないんですけれども、我々としましては環境コモンアプローチというのは、OECD諸国が、日本政府も含んだOECD諸国の加盟国政府が合意して改訂されるものですし、コモンアプローチの文面自体は公開されます。かつ、コモンアプローチが改訂されると、我々輸出信用機関は自動的にそれに縛られていくということですので、その内容に沿った形でガイドラインを変えても、恣意的な改訂というのは起こりえないし、もし我々が勝手な改訂をしていけば、それはすぐに確認できるということかなと思いますので、その点は問題がなく運用できるんじゃないかなというふうに考えて、このようなご提言をさせて頂いたという次第でございます。

ですので、この2番目の改訂は今のガイドラインの透明性とか、あるいは多くの方の意見を汲んだ改訂をするという、見直しの規定をちょっと後退させるんじゃないかというご

意見があり得るかなと思ってるんですけども、そこは必ずしもそういことではないというふうに考えてます、ということは申し上げておきたいなというふうに思います。以上でございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、続いてお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。ちょっと1点、提言の最後のほうに記載させて頂いておりますけども、NEXIのガイドラインの扱いの話をさせて頂ければと思いますが、NEXIのガイドラインにおきましては、JBICさんが上で提言されているような趣旨での改訂がすでに可能な条件となっております。ただ、だからといってこれを恣意的に使って、何か今まで知らないうちに大きな改訂をしてきたとかってというようなことは決してございませんで、この条項があったとしても、基本的には今までJBICさんと同様のタイミングでやってきたということがございます。JBICさんがこのような趣旨で改訂されるタイミングでも、我々は改訂可能な条件になっておりますので、この点については、NEXIのガイドラインについては改訂を要しないということでございます。以上でございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。37番につきましてご質問、コメント等ありましたら、はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

はい。JACSESの田辺です。最初の5年経過後にレビューをするという点に関しましては、ご指摘の点、よく理解しましたので、このような改訂で問題ないかなというふうには思っています。2点目のJBICのみでの改訂というところですが、ややここは問題かなと思っまして、二つ理由がありまして、一つはこのコンサルテーション会合でも言葉の定義をめぐり議論というのがすごく多かったなという印象を持ってまして、かなりその議論の余地が多いというのが現状かな、というのが一つと、それから現在、OECDのコモンアプローチで検討中となっている点、例えば不可分一体の事業とか、温室効果ガスの問題、人権、サプライチェーン、これ、いずれもこのコンサルテーション会合で非常に重要な議論になったテーマであるということなので、ここの部分でコモンアプローチの改訂をそのままコンサルテーション会合を経ずにJBICのガイドラインに組み込んでいくというのは、やや、このコンサルテーション会合の議論を、議論の背景を考えると、やや、なんでしょう。十分な説明責任を経ずにやってるような印象を受けるかなと思っていますので、可能であれば運用面での柔軟性を可能とするみたいな形の、テキスト自体の文言を変えるのではなく

て、運用面で JBIC さんのほうでギャップがある場合には OECD のコモンアプローチにのった運用を行うことが可能であるというような書き方をすればいいのではないかなというふうに思っている次第です。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、お願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原です。コメントありがとうございます。頂いた、2点目に関する、頂いたコメントですけれども、ご指摘のその2点目、OECD で議論されているのがまさにその皆様の関心事項であるということ、これは仰るとおりかなと思います。頂いた、それをそのままガイドラインに盛り込むのが問題になるかもしれないというのは、OECD のコモンアプローチの改訂というのが実は望ましくない方向の改訂があるかもしれないと、そういうご趣旨ですか。それともその盛り込み方というのが、どう盛り込むかというのを一度議論したほうがいいんじゃないかと？

【JACSES 田辺様】

後者のほうです。

【国際協力銀行 松原】

なるほど、分かりました。そういうことであれば、申し上げたように、いずれにしてもコモンアプローチが改訂されると、運用上、我々、それに従ってやっていくということで、そうですね。コモンアプローチ改訂されたら運用面でむしろ工夫をしていくというような文言を入れるということで、それは非常に、我々としても柔軟に対応できるものだと思いますので、一応その方向では検討させて頂こうと思います。ありがとうございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。コメント、はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上です。私、別に NGO で意見調整してないんで、勝手なことが言えますけど、私はいろんな、コモンアプローチの中身にもよると思うんですよ。いろんなものが一挙にボーンと変わるような状態だと、やっぱりこのコンサルテーション、こういう形で定期的にやるのではなくて、コモンアプローチが変更に応じてこういうことやりますよというのも、それだけに絞って議論をやって、その中身の入れ込み方も含めて、やっぱり議論をやったほうが理解も進むし、いいんじゃないかなというふうに思いますけ

ど、いかがですか。だから JBIC さんがこういうことで、こういう提言をしたいと。それでこういうふうに変更したい。それを受けて、じゃあなんかコメントください。で、ちょっと議論して頂いて、じゃあ、っていう、そこだけで、要するに全面改訂というか、今までの 5 年間、一定にやるやつではなくて、コモンアプローチにフォーカスして何かやったらいかがでしょうかと私は思いましたけど。コメントです。

【司会】

はい、ありがとうございました。先ほどのご意見ですけれども、JBIC/NEXI のほうからコメント等ありましたらお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉ですけれども、今頂いた、川上さんのご提言、ご意見に対しての考え方ですが、やはり今回も合計で、今日の時点で第 8 回目ということで、皆さん大変多忙な中、スケジュールをやりくりしてご参集して頂いているというのが現状でございます。もし仮にそういう説明会というか、コンサルテーション会合的なものをするとした場合は、なるべく皆さんのご負担が少ない形でやらせて頂きたいなというのが一つございます。結構これ、5 年に 1 度の改訂作業の、このコンサルテーションの形を採るやり方というのは、皆様にも大変大きなご負担を掛けてますし、我々自体もかなりのマンパワーを割いて準備をしたり、やらせて頂いております。そういうことを考えると今、田辺さん、それからあと川上さんからご提言頂いた内容を足し合わせたような案なのですが、運用は運用で泳ぎつつも、一方で、我々が意図していたコモンアプローチの改訂のみを反映した、我々のガイドラインの改訂版みたいなものをパブリックコメントにまずは出して、そこで NGO の方から、もしくは産業界のかたがたからもコメントを頂けるような、例えば 1 カ月とか 2、3 週間の時間を取って、パブリックコメントを受け付ける時間をおいた上で、そこで必要に応じて、コンサルテーション会合というのがいいのか、説明会というのがいいのか、あれですけれども、我々の考え方を述べさせて頂くような場を 1 回とか 2 回ぐらい、効率的に開催させて頂くというのが一つ、妥協案としてはあるのかなと思ってますけれども、いかがでございますでしょうか。産業界の方々からも、ちょっとご負担を頂くことになるので、その辺、ご意見があったら併せて頂戴したいと思います。

【司会】

はい、ありがとうございました。手が挙がっておりますので、お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。NGO の方と同じく、現状、十分な実施状況調査の確認ができないということであれば、現状をきちんと踏まえて改訂するということは非常に望ましいと思

いますので、その点に異存はございません。それから JBIC さんの独自の判断で改訂を行うということについては、非常に環境重視派の方が担当されて、他国 ECA よりも進んだ改訂になることを、産業界としては懸念するわけですが、ご提案のようにコモンアプローチの改訂の範囲内で行うということであれば、恣意性も排除できると思いますし、それから各国 ECA は守るべきコモンアプローチですから、他国とのイコールフィッティングも確保できるということで、この点についても特に異論はございません。

【司会】

はい、ありがとうございました。本件、はい。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原です。コモンアプローチの改訂は 2012 年に行われてまして、そのとき実は我々、ガイドラインは変えてないです。それはコモンアプローチ、そのときもいろいろ変わったんですけども、幸いなことに我々のガイドラインが少し進んでいたということもあって、我々のガイドラインの解釈なり運用の中でやっていける。例えば OECD の多国籍企業行動指針への配慮といったことも、これは運用でやればよいということやってるんです。ですので田辺さんからご提案頂いたように、運用でできることというのはあるかと。一方でどうしてもガイドラインを変えないとおかしなことになるといった場合、どうするかというのが多分ポイントで、川上さんからご提案を頂いたり、今、稲葉から折衷案のご提案をさせて頂いたということなんですけれども、そういった場合どうするかは、我々の中でもうちょっと考えて、いずれにしてももう一度、後でご説明すると思いますが、改訂案をお出しして、その中で議論するというセッションもありますので、そこは検討させて頂いてもよろしいでしょうか。

【司会】

はい、ありがとうございました。では 37 番、追加でコメント、質問等、ないようでしたら、次、38 番に進みたいと思います。38 番は NGO の皆様から頂いたご提言でございます。趣旨説明をお願い致します。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい。熱帯林行動ネットワークの川上です。38 番、ちょっと追加させて頂きました。これは今、現状だと生態系および生物相という項目は、重要な自然生息地とか重要な森林については著しい転換とかは駄目ですよと、そういうふうには書きぶりしかないので、世銀とか IFC 等では単なる重要ではないということあれなんですけど、そうは書いてないんですけど、単なる自然生息地あるいは天然林、地域についてはきちんと、著しい転換や著しい劣化を伴う場合には、代替案が存在しないことを確認してください。そうじゃな

いと駄目ですよ。で、著しい転換や劣化がある場合であれば、その緩和になる、緩和される、それがそういった影響を、大きな影響ですので、緩和されるような十分な設計、実施を確保するなど、技術的な妥当性、これはいろんな、IFCとか世銀の言葉を合体したようなことを作ったんですけど、緩和策を専門的な知見に基づいて策定してください。結構きっちり書いてあるんです。そこがあまり、JBICの場合は、重要な所、重要な自然生息地については書いてあるんですけども、単なる自然生息地、天然林地域については特に触れていない。で、ジェネラルなところでこういう書きぶりはあるんですけども、特に指定してないので、一応書いて頂いたほうがいいんじゃないですか、ということで、これを加えてほしいと。これ、下も一緒にやったほうがいいんでしょうか。38だけで・・・。

【司会】

38だけで結構です。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい。じゃあ取りあえず、IFC、世銀では要するに、カテゴリーとして重要な自然生息地というものがありまして、そこは世銀の場合は特になんですけども、もうそこはプロジェクトやりませんとなっています。ただ重要でない、単なる自然生息地、天然林地域については、著しい転換、著しい劣化が起こるようなことは避けたいと。なので、代替案を考えてください。で、緩和策としていろんなことをちゃんと検討してくださいね、というふうに書かれています。っていう、分類分けを、自然生息地、重要ではない所の、重要ではないというか、自然生息地、天然林地域にはそれなりの配慮をちゃんとやりましょうねというふうな書きぶりになっていますので、そういうふうな方向性の考え方を書きこんで頂ければ、という提案です。

【司会】

はい、ありがとうございます。38番につきまして、産業界の皆様からもご意見頂いております。補足説明、趣旨説明等、お願いします、はい。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。今のNGOの方から言及がありましたけども、全般的なところと見ますか、第2部の基本的事項、あるいは対策の検討というところを見ると、代替案とか緩和策の検討、それから必要な場合、必要に応じ専門家からなる委員会を設置すると、その意見を求めるというふうなことも規定されておりまして、現状でもこのJBIC/NEXIさんの環境社会配慮確認の対象となっていると認識しておりまして、追記については必要ないというふうに思っております。

【司会】

はい、ありがとうございます。続いてJBIC/NEXIの考え方、お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい、JBIC、松原です。頂いたご提言については、川上さんからご指摘頂いて、今平尾さんからもご指摘頂きましたように、すでに我々、対策の検討というところで代替案の検討が必要だし、影響の回避ができないときには緩和策等を見ることが書いてございますので、ガイドライン上、書かないとそれが、それをやらなくていいということにはならないだろうというふうに思っています。一方で、これはご提言の中でご指摘頂いてますように、世銀、IFCといった我々が適合を確認する基準の中では、自然生息地と重要な自然性生息地という二つのレイヤー、IFCはそれにもう一つ下のレイヤーも設けてますけれども、に分けて規定していますので、我々のガイドラインの中でもその二つを、それぞれ少し考え方が違うということも明記するというのも考え方としてはあるのかなというふうに思っています。

中で少し検討したんですけれども、その後者のほう、二つに分けて書くというのも分かりやすくいいのかなというのが今のJBIC/NEXIの考え方でございますので、その考え方に書いてあるような文言というのを、ここに書いてあるのは趣旨ですので、ワーディングはまた別途考えたいと思いますが、追加したいなというふうに思っております。具体的には『プロジェクトが自然生息地に及ぼす影響は、専門的知見に基づき評価する』というのが第1文。ここはご提言の中では緩和策を専門的知見に基づいて策定するというご提言を頂いております。IFCのパフォーマンススタンダードなんかを見ますと、通常自然生息地、Natural Habitatについては、あくまでもそのリスクとインパクトについて専門家を雇って評価するという書きぶりになっておりますので、緩和策というよりは影響を評価するというような書きぶりに、若干修正をさせて頂いております。あと、その後はほぼご提言どおりかなと思いますけれども、我々の今のガイドラインにある文言も使いながら、『自然生息地の著しい転換、または劣化を伴う場合には、実現可能な代替案が検討され、回避が可能な場合には影響の緩和策が検討されなければならない』という文言を、この生態系および生物相というところに入れるのかなと思っております。

2点目は、これはむしろ我々からのご提案ということですが、今のこの生態系および生物相のところ、これは前回のガイドラインの改訂で盛り込まれた箇所なんですけど、『重要な自然生息地または重要な森林』という言葉を使っております。我々も森林が重要であることを否定するわけではないんですけれども、IFCなり世銀の用語を見ると、彼らが使っているのはNatural HabitatとかCritical Habitatという言葉で、必ずしも森林というものに個別には触れてないのかなと思っております。単に、ここの今の、我々のガイドライン上の用語も『重要な自然生息地』という言葉にまとめさせて頂けないかなと思っております。その意味で、その1段目にあるのも、『自然生息地』という言葉にして、これは表現の

簡略化ということなんですが、二つ合わせるということを考えております。

森林という言葉が入っているのは、前回の環境ガイドラインの改訂のプロセスの議事録なんかを読み返しますと、もともと生態系および生物相のところのこの文言というのは、森林の議論がかなり、森林の議論から入って、その中で、いや、森林だけではなくて、むしろ生物多様性全体をみななければいけないのではないかという議論に発展したという経緯の中で入ってきているのかなと我々としては理解していきまして、どちらかというところと発展的に解消するというイメージで、文言の整理をさせて頂けないかなというのが2点目でございます。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございます。あと、はい。これにつきましてご質問、あるいはコメント、ございましたら、お願い致します。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

今の2点目の提案の部分なんですが、恐らく私の理解では、IFCのほうはこのHabitatの中に森林を含めた書き方をしている一方で、世銀のほうはいまだにOPが違うというか、Natural HabitatのOPと、それから森林のOPは別々に書き分けられていて、JBICガイドラインとしては、これまでの書きぶりはその両方のOPを含めた形で書いているというふうに理解していますので、IFCを参照するときは別にこれで問題ないんですけど、世銀を参照するときに、きちんとここが森林を含んでということが分かるようにするためには、括弧書きで森林を含むというふうにしたいと思うんですが、後々分かりやすいのかなというふうには思っております。内容自体がどうこう問題というわけではないです。

【司会】

はい、ありがとうございました。どうしましょう、続いて、ではお願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

この文章を入れて頂くということなんですが、入れ具合、このままじゃないというお話なので、これ自体はちょっと検討できないんですけど、一つ、1点は先ほど言われましたように、影響のほうに専門的知見を評価するというふうに、当初は緩和策のほう、私は提案としては専門的知見を付けてくださいというふうになってまして、それは世銀のほうに書いてあったのがそのほうで、緩和策のほうをちゃんとみってくれと、そこを専門的にチェックしないと駄目ですね、というふうな判断だったんです。なので、こういうふうになってまして、IFCのはちょっと確認しないとあれなんですが、IFCもそれなりに緩和策をちゃんとやるということには、多分書いてあるかなと思うんで、そこでどこまでその専門性というのが書いてあったか、ちょっと確認しないと分かんないんですけども、とにかく緩和策

をきちっと、ちゃんとやんなきゃ駄目ですよ。もう 1 個は代替案のこの書きぶりは、これだとちょっと、検討すればいいんですかという感じになってしまうので、世銀だともっと結構厳しいレベルで、他にもう代替案が、ここでやらないとできませんと、他、もうやる所ないんです、っていうような書き方なんです。単に代替案を検討すればいいっていうのではないので、ちょっとそこは書きぶりを検討できないか、して頂けないかなと。パッと読んで、検討すればいいということではないということが、なんか分かるようにならないかなと。

あとはもう 1 点は、これはこのまま、分かんないですけど、どういうふうに、要するに最終的に文言にするかにもよるんですけども、私はこのままこれをくっ付けちゃいますと、これ重要な、なんでしたっけ、今のところ、このプロジェクトは重要な生息地、または重要な森林の著しい転換、または著しい劣化を伴うものであってはならない、って書いてまして、このままポコッとくっ付けると、読み手的に見ると、なんですか、先ほど言ったレイヤーの三つになってますって、三つとかになってますって分かりにくい可能性もあるなと。なので例えばちゃんとその区分けが分かるように、『一方で』とか、そういう入れて頂かないと、どこかに、重要な生息地は劣化しちゃ駄目です、周りも、『一方で自然生息地はと』いうふうに書き分けをきちっと分かりやすくして頂かないと、スーッと読んでると、なんか自然生息地でも実はできるのね、みたいな、重要な自然生息地でもできてしまうのかというふうに誤解されないように、そこはなんかこう、工夫をして頂きたいなと。で、自然生息地でもやる場合には、これこれ、こういう確認をちゃんとしてくださいね、というふうなことにして頂きたいなと。それは IFC、世銀等々でも書きこまれてるような形で結構なんですけど、レベル感としてはもうちょっと厳しめに書いてあったなというふうなものが、他のとの調整で薄まらないようになって頂けないかなというふうに思ってます。そんなとこです。

【司会】

はい、ありがとうございます。続けての質問というか、コメントになりました。1 点目が森林の表記の取り扱い。それから 2 点目がこの書きぶり、最終的にどう落とし込んでいくかというようなことかと思えますけれども、JBIC/NEXI のほうから考え方等、いかがでございますでしょうか。

【国際協力銀行 松原】

はい、JBIC、松原です。まず田辺さんよりご指摘を頂いた、世銀のセーフガードポリシーでは自然生息地と森林の OP が違うはずだということですが、ちょっとここは確認をきちんとして、我々としても実体を変えるつもりはございませんので、誤解を生まないような表記を考えたいなと思います。あと 2 点目、川上さんからご指摘頂いたところは、中身 3 点ほどあったと思いますけれども、まず専門的知見について評価するのは何かとい

うところですが、ここはご指摘のとおり世銀の SP のほうが IFC の PS より少し強い形になっておりまして、我々今文言で入れたのは、最大公約数というか、いずれでも必要なものということで、少し弱い IFC のほうに合わせたということです。当然、その世銀の SP の適合を確認する場合には、世銀の SP に沿った評価が必要になりますので、何ていうか、その趣旨を乗り越えようというものではないということです。

最後の Critical Natural Habitat と Natural Habitat、この日本語だと重要な自然生息地と自然生息地というのが、それぞれ違うもので、それぞれ違う扱いなんだということは、ここは我々も文言上、きちんと工夫しようと思いますので、これはドラフティングのほうをご確認頂ければと思います。2点目の『検討されなければならない』というのは弱いというところは、今のガイドラインの対策の検討のところから引っ張ってきてる文言なんですけれども、我々のこの趣旨はあくまで IFC の PS とか世銀の SP の最大公約数的なものを入れるということなので、中身を確認して、どういった文言であれば考えられるのかを考えようかなと思います。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、続けてお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉ですけども、最後のところの部分ですけども、大原則は IFC のパフォーマンススタンダードを適合性の確認に使う場合は、IFC の書きぶりを、世銀のセーフガードポリシーを適合性確認のときに使う場合は、世銀のセーフガードポリシーをとというのが大原則でございますので、その趣旨がうまくみ取れるような形で、そういう書き方ができるのかを、ドラフトの中で考えていくのかなと思ってますが、その大原則だけご理解を頂ければと思ってます。

【司会】

はい、ありがとうございます。はい、ご質問。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

それに対応して頂ければいいと思います。そのまま、代替案とか結構、どちらの場合も結構厳しめに書いて、厳しめというか、単なる検討ではなくて、他にもうやるとこないんです、その自然生息地であれば、それ以外の所ではあり得ないというようなことを確認しましょうねと、世銀でも IFC でもそれはいっていると思うので、そういうふうな、代替案のレベルの検討といっても、単に代替案を検討した、っていうんではないんですよ。それ以外やる所ないからしょうがないからここでやるんです、っていう意味での代替案の検討なんですね。だからそこをなんかうまいこと文言にしてもらえればと思います。

【司会】

はい、ありがとうございました。

【国際協力銀行 松原】

はい、JBIC、松原です。今の仰ったことは検討したいと思いますが、一応我々の文言の中では、『影響の回避が可能でない場合には』っていう言葉にそれを盛り込んでいるということだとは思っております。代替案を検討して、検討の結果、影響の回避ができないという場合には緩和策にいくということなので、趣旨としては入っていると思うんですけども、ちょっと文言どこまで書けるかというのは考えます。

【司会】

はい、ありがとうございました。38 番でございますが、コメント、ご質問等、なければ次、39 に進みたいと思います。趣旨説明を NGO の皆様から頂いてるご提言でございますので、お願い致します。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい。続けて熱帯林行動ネットワークの川上から提案したので、説明しますが、ちょっと細かいんですけども、影響を受けやすい地域の例示のところの部分で、一番最後に、最後というか、最後のほうに影響を受けやすい地域ということで書かれてる部分で、これはこの上とも実は関連してまして、影響を受けやすいっていうのが単なる重要な生息地はもちろん、自然生息地、天然林地域というのが一つ重要なのではないかとということで、これを入れ込んで頂けそうだとということなので、それはまた、それをチェックリストのほうにも反映する形で書きこんでもらいたいというのが、一つの大きな考え方として、これを追加して頂くと、ポンッと。で、プラス、この他のをついでにというか、検討しまして、『同イ』って書いてありますけども、イで『生態学的に重要な生息地』っていうのがありまして、括弧書きで『珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟など』というのが、干潟でしたっけ。丸、括弧閉じですよ。特に、『など』って入ってましたっけ。『など』は入って、括弧閉めになってまして、そこが要するに重要な生息地であるということなので、生物多様性保全においても重要な地域ですと、つまり珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟だけではなくて、『を含む生物多様性保全において重要な地域』というふうに、きちっとして頂きたいと。誰が見ても分かるようにしてもらえないかなということです。その理由がそこに書いてあります。『同ウ』、『国内法、国際条約において保護が必要とされる貴重種の生息地』となっているんですけども、ここも世銀とは、IFC もそうなんですけど、貴重種っていう言い方もこれでいいんじゃないかと思っておりますけども、絶滅危惧種とかのものリストっていうのがいるんな所にある、国が作ってるものもあれば、いろんなものがあるんですが、世銀でも IFC

でも言及されてるのが、IUCN とバードライフというのがありまして、これをちょっと入れ
ておかないと、結構齟齬があるケースがあるんです。国は指定してないけど、IUCN が指定
してます、みたいなことが起きちゃう、起きたりするんですよ。なので、わざわざこうい
う IUCN のを書いてたりするんですけども、なのでこれは国内法でもないし、国際条約って
いうわけでもないし、っていうことなので、しょうがないなと思って、『国際組織』って
いうふうに書きこんだんですけども、等を入れ込んで、これを追加してほしいなというこ
とです。

で、4 番目はこれは社会環境のほうなんですけども、これはここに書いてあるとおりなん
ですが、『少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活様式』
に追加して、『や、これらの伝統的コミュニティを保護すべきと受け止める地域』、これ
は重要な、なんですかね、地域とみなされるってことで、これを、こういう書きぶりにな
ってますので、これは FAQ のところだったと思いますけども、書いてあるやつをそのまま
こっちに移動するような形で入れ込んで頂いて、『もしくは特別な社会的価値のある地域』
とし、下線の部分を特に強調したい。というのは、理由はこの生活区域、『生活様式』にな
っちゃってますね。これ、『生活区域』だったと思うんですけども、文言がイタリックにな
っちゃって、これ『生活区域』だったと思うんですけど、なんか誤字になってるんだと思
いますが、それは私が間違えたのか、よく分かりませんが、『生活区域』ですね。もともと
『生活区域』だったところにこれを入れてほしい、下線のところを入れてほしいんですが、
この生活区域が必ずしも保護してほしいと思うとこと重なってないケースがあり得るので、
その辺はそれも含めてますよということを明記したいので、これを入れてほしいなという
ことで、計この四つぐらいでしたか、ご提案ということですよ。

【司会】

はい、ありがとうございます。続いて産業界の皆様からご意見を頂いております。補足
説明等、お願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。ご提案のうち、最初の二つについては、ガイドラインの第 2 部 3
の影響を受けやすい地域の例示で読み込めるといふふうに認識しておりまして、追記は不
要ではないかと考えてます。それから 3 番目の『国際組織等』の追記ですが、コモンアプ
ローチの Annex で『国内法、国際法により特定された地域』みたいな表現がありますので、
そこには国際機関は入っていないということから、ここも追記の必要はないとは考えてい
ます。しかしながら、今 NGO の方から言及があったように、IFC のパフォーマンススタンダ
ードとか、世銀のセーフガードポリシーの中にも IUCN というのは書かれているというこ
とで、今の NGO さんのご提言の表現では、国際組織等となっておりますので、この書き方では
いろんな国際組織があつて、いろんな水準で指定を行っているという現実を考えると、無

制限にその対象が広がってしまうということで、セーフガードポリシーとかパフォーマンススタンダードに沿った、『国際的な権威ある組織として広く認知されているようなもの』というふうなことにして頂く必要があると思っております。またもし書くとしても、ガイドライン本体ではなくて、FAQ と記載するほうがいいのではないかと思います。

それから最後の 4 番目、『伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める地域』、これについてもこの表現では非常に主観的な判断が入る余地が大きいと思われまので、パフォーマンススタンダードの 7 とか、セーフガードポリシーの OP4.10 にあるような、国際的に保護されるべきとされている地域の定義、これと整合されるような内容の記載として、国際的なイコールフットイングをはかって頂きたいというふうに思っております。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございます。続いて JBIC/NEXI、お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい、JBIC、松原です。まず最初にこの論点整理表の作り方なんですけれども、頂いたご提言、少し構成を変更させて頂きまして、NGO の考え方というところの欄に載せさせて頂いておりますので、ちょっとその点だけご了解を頂ければと思っております。先ほどおっしゃってた様式、生活様式、イタリックになっているところは、頂いたご提案の中では様式になってたんですけれども、恐らく区域だと思いうことでイタリックにしております。その上でご提言に対する我々の考え方ということですが、それぞれに対応番号を振っておりますけれども、最初の『自然生息地や天然林地域』を、自然環境の項目に追加するという所ですけれども、我々の考え方としては今のガイドラインにあるアからウというもの、具体的にはアは『原生林、熱帯の自然林』、イが『生態学的に重要な生息地』、ウが『国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地』ということで、この辺がご指摘の自然生息地を例示している所かなと思っておりますので、ここに総称である自然生息地を追記する必要というのはないのかなというのが考え方でございます。天然林地域はそのアの中に入るということかなというのが考え方でございます。

2 点目ですけれども、『生物多様性保全において重要な地域』というのを、いう場合に、そこが含まればカテゴリーA に分類するというのは、これは特に異論はないんですが、そもそもこのご指摘頂いてるイの項目自体が、『生態学的に重要な地域』というもので、『珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟』というのはあくまでその例示で載っているものですので、『干潟を含む生物多様性保全において重要な地域』という言葉をここにあって加えずとも、同じ趣旨は確保されているのかなと思っております。重要な生息地が珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟に限らないというのは、それはそうだと思うんですけれども、これはあくまで例示ということで、限定列挙ではないということを書かせて頂いております。

3 点目、国際組織において保護が必要とされる貴重種の生息地という文言ですけれども、ご指摘を頂いた、例えば IUCN の出している絶滅危惧種のリストのようなものを、我々は環境ガイドラインに沿って、カテゴリー分類を行うときに考慮すべきというご指摘には特段、我々としても異論はございません。一方で一般名詞として国際組織という言葉を書き載せてしましますと、じゃあ何が国際組織なの、という話であったり、どういった指定まで考慮するんだということが明確になくなってしまふのかなと思っております。先ほど日本貿易会、平尾さんからもご指摘頂きましたけれども、コモンアプローチの例示のリストの中でも、あくまで法律上、あるいは条約上、保護される場所というのは、これは恐らく極めてクリアだからだと思いますけれども、載っておりますが、国際組織、国際機関が指定したものであるものは特に言及ございませんので、ガイドライン上文言を追記するという事は避けたいなと思っておりますというのが3番でございます。

最後4番ですが、ここも、ここは産業界の方からご指摘頂いてますように、『伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める地域』という言葉だと、若干あいまいだというのはご指摘のとおりかなと思っております。我々、重要な自然生息地という文言の解釈として、世銀のセーフガードポリシーを引いて、この文言を書いておりますが、それはあくまで、我々はその環境レビューを行うときの考え方なんですけれども、ここはカテゴリー分類をするときの考え方なので、もう少し定義が具体的なほうがいいかなというのが、我々の考え方。一方で世銀の SP、IFC の PS というのを見ますと、先住民族の項目において、『先住民族が文化的、精神的な価値を認める土地とか天然資源というものにもきちんと配慮すべきである』というようなことを書いてございますので、むしろちょっとここを引かせて頂いて、今ある『少数民族、あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域』というその後、生活区域に文化的、精神的な目的で使用される地域も含むということを追記するという方向で検討できないかなと思っております。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございます。先ほどの説明に対してご質問、あるいはコメント等ございますでしょうか。はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

川上です。1番は、1番っていうか1番に対するJBICさんからの返答のところですけども、天然林地域がAに入るというふうに解釈されてるんですけども、ちょっとこのAの『原生林、熱帯の自然林』だと普通は入ってこないです。原生林は天然林の中の一部なので、一般的に読むと、っていうかそれはちょっと難しいと思います。読めないと思います。天然林は二次林も入ってますんで。つまり原生林じゃないところも天然林であれば天然、自然に増えたところは天然林というふうに、原生林はあまり人為的な影響が無視できるレベルのものを普通原生林と呼ぶので。熱帯の自然林はそれはオーケーなんですけど、熱帯だ

けに限っちゃってるんで、温帯のところは抜けちゃいますし、寒帯とかも抜けちゃいますんで、できれば全部入れてもらうためには、天然林をここに追記してもらったんだったら別に大丈夫かなって思います。

で、それからもう1個、2番目は限定列挙ではないということは明白というか、あまり明白に見えないので、ちょっとこういう、わざわざ書いちゃったんですけど、なので『を含む』とかいう文言でも入れてもらえれば、含んでるだけなんだなということが明記されるので、これ、含んでるだけなんだ、ということが分かりますので、それで大分違うなと。あれ、『等』で終わってるんで、『等』ってことはそれだけかと、水関係の所だけみたいな感じもしますので、いやいや、それ以外の生態学的に重要な生息地は全部入りますと、『を含む』にしてもらえれば、限定列挙でないということが明示されるので、それで大丈夫かなと。限定列挙でないってことが分かればいいので、私としては。

3番目は、コモンアプローチの Annex のどこに書いてあるのか、ちょっと分からない、すぐには見付けられなかったんですけど、どこにありますかね、っていうのが。で、いいんですけど、それはまた教えて頂いてもいいんですけど、書きぶりで、国際組織等ではちょっと広すぎるということであれば、IUCN とバードライフも、世銀の所には、世銀だったと思いますけど、IUCN は IFC には少なくとも入っていますので、IUCN は広く利用されていますので、何とかそれだけでも入れてもらえないかみたいなことは、特定するなり、もうちょっと限定的に書きぶり、書きこむという形でもいいんですけど、検討してもらえないかなと。コモンアプローチについてはそもそもセーフガードポリシーとか IFC のセーフガード、パフォーマンススタンダード、ベンチマークしてください、って書いてあって、そのベンチマークの中身がこれなんで、結局これのことです、ってなると思うんですけど、っていうのが私の解釈ですけど、その Annex に書いてないっていうのは、Annex に書いてなくても、その本文の所にベンチマークしてくださいって書いてあるんで、それでオーケーなんじゃないかなと。意味分かりますかね。つまり本文の所に、世銀の政策、セーフガードと IFC のパフォーマンススタンダード、ベンチマークしてください、って書いてあるわけなので、そのベンチマークの中身を読むと、ここにたどり着くっていう、IUCN にたどり着けるので、それはちょっと何とか書いてもらえないかなと。単なる条約と国内法だけではないんですよということを記してもらえないかなと思います。

で、あとなんですか、これは。4番目は、これはそういう書きぶりにちょっと変更して頂いて、とにかく生活区域のみならず、どっか、例えば守ってほしいと、ここは重要だと思ってる、生活区域じゃないんだけど重要だと思われてる、そこを守ってほしいというのは、精神的、文化的価値を認める土地、資源への配慮というところで確かに含まれるので、それをうまいこと書いてもらえばいいんですが、文化的、精神的な目的で使用されるとか、使用されるときになると、また使用しなきゃ駄目とかになるんで、それをうまい文言にして頂いて、別に使用してなくても、ここが重要だと認めているようなところは駄目ですよというような書きぶりにしてもらえないかなと。それは世銀なり IFC の書きぶりをうまいこ

とまとめるような形で結構ですけど。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。先ほど、4点、それぞれにコメントございましたけれども、JBIC/NEXI のほうからお願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい、JBIC、松原ですが、頂いたうち、簡単なものからということで、2点目の干潟等となっているのが限定列挙ではないというところは、銀行用語では『等』というと必ず限定ではないんですけども、もし『を含む』のほうが良ければ、別に『を含む』でも趣旨は同じですので、それはそれでも。そうですね。ガイドライン上、ちょっといろんな所で『等』って使われてるので、他の平仄をみながらですけども、趣旨としては『等』というのは限定するという趣旨は全く含んでないので、それだけちょっと申し上げておきたいと思います。それと他のところ、どうですか。

【日本貿易保険 佐藤】

はい。日本貿易保険の佐藤でございます。質問というかご要望の4番目の『文化的、精神的な目的で使用される』っていう所で、『使用』という考え方っていうことだけではなくて、もっと違う文言でというご提案だったんですが、こちらのほうでいろいろ調べた限りでは、IFCの基準だと、やっぱり Use っていう言葉が使われております。そういったものを踏まえて、文言だとかを検討していきたいというふうに思っております、そうするとやっぱりこの Use っていう言葉を使って、『使用される』っていう言葉になるんじゃないかなというふうに考えているところであります。

【司会】

お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉ですけども、川上さんに1点、教えて頂きたいことがありまして、先ほど天然林という言葉と、原生林という言葉の違いについて、ご説明があったんですけども、そこは英語でいうとどういう表現ぶりになって、専門家の間ではどういう解釈で違うように定義されてるのかというのを、後学のために教えて頂けますでしょうか。

【司会】

はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

ではお答えさせていただきますけど、英語はちょっといろいろあります。けど大体二つ、Primary Forest が大体、日本語の場合は一次林って訳しちゃうんですけども、普通はそれを原生林というふうにいいます。Primary、Secondary が、Secondary Forest、二次林、これはそのまま日本語で二次林っていってますけど、Primary は、要するに、先ほどもちょっと言いましたけど、人為的な影響がほとんどない、自然な状態です。火事が起きても、それは自然に火事が起きてた、それは自然なんで自然なんですけど、Primary で、それが原生林と呼ばれてまして。人為的な影響が及ぼされて、完全に転換されちゃうと植林、それで自分が植えると植林地になっちゃうんですけども、でなくて自然更新で、人為的な影響が入っても、自然に復活するような状態になってるのは二次林ですので、一次林、二次林含めて天然林と呼んでおります。普通の天然、自然林、自然林でもいいんですけど、英語でいくと Natural Forest、天然林と呼んだり、自然林と、日本の場合は二つある、言い方はどっちでも使ってます。だから概念としてはですから、そういう大ざっぱな定義の仕方、考え方だと思います。

【国際協力銀行 稲葉】

ありがとうございます。それで、多分この規定というのは、世銀の OP の 4.04 の Natural Habitat の Annex に、Natural Habitat の定義というのがありまして、その中で Important Natural Habitat の例示として、Cloud Forests、雲霧の林、それと Temperate And Boreal Forests、温帯とか寒冷帯の Forest というのが例示として挙がってるので、これを多分カバーするために、このアの原生林という言葉がきたのかなと思っていたんですけども・・・。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

それはちょっと間違ってます。

【国際協力銀行 稲葉】

さっき言ったような、Cloud Forests とか Temperate And Boreal Forests とかを含むと、なんか適切なワーディングっていうのはどういうところが・・・。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

それは Natural Habitat の・・・。

【国際協力銀行 稲葉】

Natural Habitat。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

そこに例示として書いてあるんですね。

【国際協力銀行 稲葉】

そうです。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

それは Temperate は温帯林であって、Boreal は寒帯林なので、天然林全部なんですよ、ほとんど。それを含まれる、森林とか、天然林とかぐらいしかちょっと、見当たらないな。原生林となっちゃうともっとすごく狭い、先ほど言ったような、結構、本当にあまり影響がない、ちょっとは影響あってもいいんですけど、というふうに限定的になっちゃうので、今言われたような、Natural Habitat はだから自然の生息地なので、その森っていうやつが天然林というふうにいったほうがいいかなと思いますけど。

【国際協力銀行 松原】

ここは、ご指摘頂いてるところは、こういう影響を受けやすい地域になると、我々、原則としてカテゴリーA にしますという、そういうリストなんですね。もともとカテゴリーA にするかどうかっていうのは、どういうセクターかとか、どういう地域かということよりも、カテゴリーA 自身の定義っていうのは、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つ案件というのがカテゴリーA の案件ということで、定義になっていて、その定義は恐らく IFC でも同じような定義をしている。ただ IFC は我々が書いているような、こういうセクターとか、こういう地域であつたらカテゴリーA に基本的になりますという例示リストはなくて、なのでこれは我々がガイドラインを定めたときに決めたものだし、あるいは OECD のコモンアプローチでこういうものが決まっているということなんですね。ですので、必ずしも環境ガイドラインの中で言及している自然生息地が少しでもあると、全部カテゴリーA ですってということになるかどうかというの、ちょっと僕たちも分からない所があつて、そこは実は一対一対応じゃないんじゃないかなとは思って、なので、恐らくその重要な自然生息地というのは、それはカテゴリーA ですよね、ということだと思んですけど、通常自然生息地が全てそこに含まれるべきなのかということというのは、少し考えないといけないかなというのが、今の・・・。

【司会】

はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

今教えてもらいまして、例示っていうか、29 の所ですかね。読むと、この High Conversation Value Forest、With High Biodiversity Value、これか。Forest With High

Biodiversity Value とかのことですよね。森林に関連するところという。ということですよ。これでいうと、これはもう天然林よりもさらに、もうちょっと狭いんです。原生林は入ってきます。入ってくるとは思いますけど、のみならず、High Biodiversity Value なので、ちょっと天然林だと広過ぎますね、やっぱり。それをそのまま入れちゃうと。もしこれに、これですよということであれば。もちろん、Biodiversity Value はあるんですけど、High Biodiversity Value って書いてあるんで、もうちょっと限定しないといけないんですけども、ただ原生林と熱帯林の自然林だけでいいかっていわれると、ちょっとまた物足りないなということで、それはもうちょっと書きぶりを変えないとまずいなと思いました。

【司会】

はい、ありがとうございます。はい、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉ですけれども、環境コモンアプローチで今ご指摘のあった、Annex 、カテゴリーA プロジェクトの例示リスト、これのパラ 29 のところに、森林の関係では Forest With High Biodiversity Value というのがございますので、例えばですけど、ちょっとこれはまたしっかり検討したいと思うんですけども、あのところの、今『原生林、熱帯の自然林』というのを、先ほど読み上げた 29 パラの書きぶりに合わせるような形に変えるというのであれば、コモンアプローチとも平仄が取れるし、イコールフィッティングの観点からも問題がないのかなという気がしておりますけれども、川上さんの立場からしてみると、どんな感じでございますでしょうか。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

ちょっと世銀のほうの、世銀は特にはないですか、例示は。そもそもないですか。A にするための・・・。

【国際協力銀行 松原】

はい。そこは世銀も IFC も・・・。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

特にはない？

【国際協力銀行 松原】

そういったものの、こういう、地域を明示はしてないですね。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

ちょっとそこを確認して、もうちょっと見てみてからですけども、もしこの29の、この書きぶりだけだとすると、これを、それを書いて、ただ一般の方々に分かるのかなというのは、逆にそれはあるんですけど、それは分かるような書き方でここに書くしかないでしょうね、と僕は思います。もちろんこの二つは、私たちは、これをそのままは利用して頂くのがいいなと思ってますけど、これだけだとちょっと物足りないなということになっちゃいますね、この、これを追記するような方向でなんか検討して頂けるといいかもしれないです。

【国際協力銀行 松原】

これ、イが生物多様性保全において重要な地域と書いてあるので、その意味では生物多様性保全において重要な森林っていうのが Forest With High Biodiversity Value っていうことかなと、ちょっと今、議論を伺ってて思ったんですけども、その例示として原生林、熱帯の自然林は当然に含むということで、そのまま残すっていうのはあるかもしれないですね。そうですね。だからアを消す、消さなくて、生物多様性保全において重要な森林として、括弧、『原生林、熱帯の自然林等』とするのか、『を含む』とするのか、ちょっと統一感を持たせたいと思いますけど、それは例示ですと。

【司会】

はい、ありがとうございました。そこからいくと、四つほどご提案頂いていて、1あるいは2あたりは議論をさせて、進んでおるようでございますけども、3または4辺りのお話をお願い致します。

【国際協力銀行 松原】

はい。3については IUCN、バードライフというのは、世銀、IFC も明示しているので、ということで、本文に入れるというより、FAQ に入れるというのは一つあるかなと、我々思ってます、番はかなり、国際法が、 といつかうですね。国内法、国際条約という一般的な書き方をしてますので、ですから、だからこそ川上さんから国際組織というご提案を頂いたと思うんですけども、その後個別に機関名が入ってくるというよりは、そこはこの趣旨の中には IUCN とかバードライフといったものが入りますということを FAQ の中で書いたほうが柔軟性はあるかなとちょっと思っております。IUCN もいろんなリストを出してるんじゃないかなと、我々として思ってますので、じゃあどこまで含むのかとかいったことっていうのはあるかもしれませんが、ちょっとその辺も含めて文言を確認、考えようかなと。

あと のところは先ほど NEXI の佐藤さんからご指摘させて頂いたように、使用するところ、使用することが我々としては一つ、必要かなというふうに思っておりますので、我々が考え方

として示させて頂いたような方向で追記したいなと思っているところです。

【司会】

はい、ありがとうございました。先ほどの説明に対して、ご質問、コメント等、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

ここは『等』で、さっきの『等』が入ってるんで、その『等』をどこまで読むか。そこ入ってますということで、FAQ に書きこむと、それだと結構明確になるので、それはその一つの案かなと。結局世銀に則るっていうことだったり、IFC に則るっていうことなので、そこには結構明確に、結構書いてあるんですよ。IUCN とこの国のやつがずれてる場合はこういうふうにしてくださいとか、アセスメントしてくださいとか、結構グチャグチャ、いっぱい書いてあるんで、それでやりましょうねという話になるっていうことになるので、それはそれで、明確化することによって FAQ のほうでも取りあえず明確化してもらおうと、それは明示的になるかなとは思いますが、取りあえずここに、IUCN だけポコッと書くわけにもいかないんで、そういうことかなと。

で、4 番目のほうはちょっと今、両方のやつの文言チェック、私もすぐできないので、取りあえず出して頂いて、最終的な案の段階で私のほうも調べまして、こうです、って意見を最終的に出して頂いて、そこで検討させてもらうしかないですねという、ちょっと今すぐに確認もすぐできないので、すいません。

【司会】

はい、ありがとうございました。項番 39 について、追加でコメント、ご質問等ございましたでしょうか。はい。ではよろしうであれば、まずは論点整理表の 39 番まで終了したという形になります。論点整理表終了ということでございまして、次回以降、進め方について JBIC/NEXI より説明をお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。項番 39 番までをもちまして、論点整理表の全ての論点をここに全て議論させて頂きました。大変今回は、皆様の多大なるご協力を頂きまして、効率的にコンサルテーション会合を開催、協議できたのではないかと考えております。この場をお借り致しまして、皆様に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。今後の予定でございますけれども、この 39 番までの論点整理表に基づくこれまでの協議を踏まえまして、JBIC/NEXI のほうで現行環境ガイドラインの改訂版ドラフト、これを準備させて頂きたいと思っております。併せて今回、追加で FAQ を作成するというものもございまして、FAQ のドラフト、これも同時並行で準備をさせて頂きたい、そのように考

えています。

今後のスケジュールでございますけれども、私どもの中でドラフトを作成するにあたっての必要な内部手続きを経るのに少々時間がかかります。NEXI さんとも相談をする必要があるということで、1 カ月ほど、ちょっとお時間を頂きたいなということで、目標と致しましては9月の末から10月の半ばぐらいの間をめどに、再度、コンサルテーション会合を開かせて頂きまして、その前にドラフト案というのは JBIC/NEXI のホームページにはアップをさせて頂いて、ご検討頂く時間を十分に取った上で、その場でコンサルテーション会合を再度、召集させて頂いた場でご説明、それから皆様がたからの意見を頂戴するというセッションを設けたいと思っております。そのセッション、1回で終わるのか、2回で終わるのかはそのときの状況を踏まえて、透明性を持ってコンサルテーション会合をやらせて頂くということでございますので、開催をさせて頂きたいなというふうに考えているところでございます。

あとこれはもう我々の希望的なスケジュール感でございますけれども、できれば11月頭ぐらいにはドラフト案について議論を、一応尽くさせて頂いた上で、ファイナル案というのを11月の半ばぐらいに、パブリックコメントという形で JBIC/NEXI のホームページにアップさせて頂くと。期間、30日ということで年末にはそのパブリックコメントも踏まえた、最終案的なものをファイナルにさせて頂いて、それで実際の改訂後のガイドラインについての施行のタイミングでございますが、年度の変わり目ということで、来年の4月1日を施行の期日ということで改訂手続きを終えさせて頂きたいなと、そのように考えているところでございます。引き続き、皆様のご協力を頂くことになるとは思いますけれども、こちらのほうで今後、早急にドラフトのほうを作成させて頂きまして、ホームページのほうにアップさせて頂きたいと思っておりますので、それに対するコメント等があれば、それも事前に頂けると大変ありがたいなと思っております。引き続きご協力を頂きたいと思っております。どうもありがとうございました。

【司会】

はい。コメント、質問等ですか。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

長い、たくさんの論点にわたる議論をさせて頂き、ありがとうございます。1点、ドラフトを作るにあたってのお願い、簡単なお願いなんですが、ガイドラインの параグラフ番号を付けて頂けると大変助かります。結構世銀とか IFC だと、このパラグラフっていうのがすぐに数字で飛べるんですが、なかなか JBIC さんのガイドラインだとこのページのこの辺とか、そういう表現になってしまうので、ぜひ検討頂ければというふうに思っています。

【司会】

はい、お願いします。

【国際協力銀行 松原】

はい、ありがとうございます。今仰ったのは、ドラフトとして議論するときだけじゃなくて、ガイドラインそのものにパラグラフ番号、なるほど。考えます。どっちかという、パラグラフ番号を作る、なんかこう、アメリカンな感じがあるんですけど。あと、今我々として次にお出しするときに何を出そうかと考えているかということをご説明させて頂きますと、まずガイドラインの改訂案ということで、ガイドライン、ここをこう変えたいと思いますっていうことを書くのと、あとその隣に、どの論点をどう反映したかということも書かせて頂こうかなと思っております。それに合わせて、今、これまでずっと議論してきましたこの論点整理表に沿って、論点整理表の一番右に一つコラムを加えて、これはガイドラインのここで反映されてます。あるいは FAQ のこれを作りましたとか、あるいは運用をこう変えますといったことを、論点ごとに書いていくと、今その二つのドキュメントを出させて頂こうかなと思っておりますので、その二つをご確認頂いて、議論するときにどちらを軸にするかというのは考えますけれども、少しお待ち頂ければというふうに思います。

【司会】

はい、ありがとうございました。では追加のコメント、質問等ないようでしたら、これにて本日のコンサルテーション会合は閉会とさせていただきます。皆様、ご参加ありがとうございました。

(了)